受付
-8. 9. 24
大阪市こども青少年局

大阪市長　　横山　英幸　様

2026年9月24日
大阪市学童保育連絡協議会
会　長　　堀　尚　克　己
大阪市中央区谷町7-2-2-202

[redacted]

地域に必要とされる福祉事業として安定的で継続的に運営できる
留守家庭児童対策事業となるよう改善を求める要望書

日頃より、大阪市の放課後事業全般の拡充のため、担当課をはじめ、温かいご支援、ご協力に心から御礼申し上げます。

学童保育は、保護者が就労等で家庭にいない学童期の子どもの生活を保障すること、保護者が安心して働き続けること及びその家庭を守る役割を担っています。「放課後児童クラブ運営指針」は、「放課後児童クラブは、児童福祉法及びこども基本法並びに児童の権利に関する条約に基づき、こどもの最善の利益を優先して考慮し、育成支援を推進することに努めなければならない」と規定しています。

子どもと子育てを支え、社会に不可欠な事業となっている放課後児童健全育成事業（以下、学童保育）が、当事者の声・多様なニーズを受け止め、災害時・緊急時も含めその役割を果たすためには、抜本的な整備充実・質の向上は急務です。

大阪市内において、放課後児童クラブ（以下、学童保育所）の事業者の多くは保護者会となっています。子どもの健全育成と保護者の働きながらの子育てを支援のための学童保育を必要とする側であり、学童保育所の事業者・運営者という立場でもあるため、他市の保護者と比べて大きな負担となっています。

一方的な預かりの場ではない学童保育でありながらも、金銭的・時間的な負担の大きさゆえの途中退所や入所辞退も起きているため、安定的で継続的な運営が困難な状況も発生しています。

国の放課後児童健全育成事業であり、大阪市の留守家庭児童対策事業として補助金を受けながら運営する「公的な事業」である大阪市内の学童保育への理解を周知徹底していただくとともに、子どもたちにとってより安全で安心できる学童保育所となるように支援していただきたく、以下要望します。

要望項目

大阪市内においては、必要としながら学童保育を利用できない家庭、児童（待機児童）が多数います。以下の改善を図り、潜在的な待機児を含めて解消するための対策を進めてください。

① 「常勤支援員の複数配置」により、各事業所の支援員体制を確保できる条件は生まれましたが、運営費における職員の人件費と家賃等の事業運営費が大きく、府内の他市に比べ２倍近い保育料負担が軽減できておらず、どの地域に生まれ育っても「平等に保育を受けられる権利」が十分に保障されていません。運営費補助金を増額してください。

とりわけ、各事業所の努力による減額制度を前提とせず、大阪市として「ひとり親家庭」「多子家庭」への減免制度を創設してください。

② 各事業所で支援員（補助員含む）不足が深刻化しています。近年、「放課後児童支援員等キャリアアップ処遇改善事業」「放課後児童支援員等処遇改善事業」により、一定整備されつつありますが、依然として他業種に比較して処遇の開きが大きいため、継続的な就業としての選択が困難になっています。

大阪市において、各施設ですでに国の補助要件が満たされており、抜本的な職員の処遇改善につながる「放課後児童支援員等処遇改善等事業」を予算化してください。

③ 運営事業者の事務負担の増加により、各事業所で今後の運営の担い手が厳しい状況におかれています。国が予算化している育成支援以外の業務にあたる職員確保のための「放課後児童クラブ育成支援体制強化事業」を大阪市においても予算化し、運営負担を軽減するための職員確保を進めてください。

④ 大阪市からの通知により、学童保育と小学校の連携は進んできていますが、他市と比べても、学童保育の認知は低い状況にあります。放課後児童健全育成事業は法に位置付く事業であり、児童福祉事業として市民生活に直結するものです。小学校在所児に対する広報等の検討と、保育所等に通う就学前児童に対する広報について、大阪市のホームページ以外の広報を検討してください。

また、大阪市内の府立支援学校に通う児童・保護者に対し、大阪市内の学童保育所及び、居住地域のいきいき事業を利用できる旨を広報してください。新入生向けの入学説明会の際には、資料の配布を行ってください。